

日本の針路、この考えはどうだ！

日本の社会的課題と克服

『不登校問題のその先を見据えて』

立教大学大学院 21世紀社会デザイン研究科 比較組織ネットワーク学専攻 博士前期課程 2年

足名 笙花

目次

梗概	17
はじめに	18
1. 不登校問題の現状	18
2. 不登校は問題なのか？	21
3. 不登校とひきこもりの関係	22
4. 教育機会確保法と「不登校」からの社会的自立を目指すことに関する課題	23
5. 不登校者が将来、直面する問題	24
6. 不登校経験者が社会的自立を実現するための4つの提言	25

〈1〉不登校状態を解消することだけに目を向けず、高校以降の支援にこそ力を入れるべき	26
〈2〉年齢に捉われない長期的継続的支援を考慮した施設を作るべき	27
〈3〉不登校支援者に対する待遇の向上を図るべき	28
〈4〉民間の教育施設に通う児童・生徒に対する経済的支援を拡充すべき	29
7. 不登校の小中学生を対象とした民間の教育施設の拡充と提言の実現に向けて	30
おわりに — 不登校者・不登校経験者の社会的自立を目指す —	31
引用・参考文献	31

梗概

不登校者の増加が社会問題となつて、少なくとも30年が経過している。この期間文部科学省が主導する形で対策が講じられてきたが、不登校の児童生徒は9年連続で過去最多を更新し、対策の成果は全くあがっていない。こういった状況を鑑み、筆者は現代を「不登校が常態化した社会」であると考えた。

現在、不登校者に対する支援は、学校現場では「学校に復帰させること」が最優先され、フリースクールなどの民間の組織では「安心して過ごすこと」が最優先されている。しかし、どちらも「不登校のその後」に向けた支援・アプローチが満足に行えていない現状がある。

筆者は不登校経験者であり、現在は不登校者の支援者であるという立場から、不登校問題を再考し、本稿では特に民間の支援団体に焦点を当て、現在の民間の支援団体が抱える問題を提起しつつ、以下4つの提言を行なった。

- ① 学び方の選択肢の増加によって所属先を確保しやすくなったことからくる、不登校者の抱える問題の先送りや、不登校状態の長期化・再発に対して、背を向けず向き合うべきだ。

- ② 高校生年代以降の不登校者には公的な支援がなく、所属がない限り支援が受けにくいこと、学校復帰を

行なった際のアフターケアを行なう施設が少ないことから、不登校経験者に対する長期的・継続的支援を考慮した支援及び、施設運営を行なうべきだ。

- ③ 民間教育施設には公的な支援金がなく、児童生徒の学校復帰や進学と経営面とのジレンマを払拭するため、「事業の多様化」によって、経営難を脱却するべきだ。

- ④ 教育格差の是正、利用者負担の軽減、安定した施設運営、職員の「専門性の向上」のために、民間教育施設は官民連携を行ない、国や地方自治体は補助金の拡充を推進すべきだ。

以上4つの提言をもとに、不登校経験がその先の人生を左右することがないよう、筆者は今後、不登校者のための全国的な教育施設の拡充及び、提言の実現に向けて活動していく。

はじめに

かつての日本では大逆転が起こり得た。祖父母が社会に出る頃、立身出世を目指して農村から東京を目指し列車に乗り込み、その後成功して財を成した人はたくさんいた。時が下り、父母が高校を卒業する頃、世にいう「受験戦争」が活発化しており、高倍率を乗り越え、名門大学から有名企業を目指す人がたくさん存在していた。そして私達の世代になり、大逆転はもはやほとんど起こらなくなった。都市部には名門小学校、中学校が集中し、一目で分かる大手の塾のかばんを背負った子どもたちが一斉に電車から降りてくる。受験戦争の低年齢化は、自分の意思によらない親の代理戦争の激化を意味する。しかしその裏では争いに疲れた子どもたちが精神に不調をきたし、塾どころか学校にも行けなくなっている。名門中学から名門高校、名門大学を経て一流企業へ。こうした波に乗り遅れた子どもたちが、一足早くに波に乗った子どもたちに追いつくことは難しい。ましてや不登校になった子どもたちが、一般的な価値観でいうところの成功を手にすることはなお至難の業であるといえる。そんな中で、私も中学時代不登校となり、何とか通信制高校に滑り込み、何とか大学にも進学することができた。何の希望も進路への展望もなまま進学した通信制高校で出会った恩師や先輩に触発さ

れ、私は受験勉強を始めた。そこからの努力の日々については割愛するが、私は大学行きの最終電車に飛び乗り、何とか今日までついていくことができています。今思えば私は、奇跡的な幸運に恵まれた。しかし世の中にはそういう転機をもたらしてくれる存在は多くない。多くの場合は置かれた場所で咲くということを求められるが、過酷な場所に置かれてしまった不幸に対して手を差し伸べてくれる存在はそうはいない。

そんな逆転の起こりにくい時代に育った私は、不登校となった子どもたちに何ができるかを常に考えてきた。そして現在では大学院生として不登校者・不登校経験者の居場所の研究をしながら、フリースクールのスタッフとして、現在進行形で難しい現状と向き合う子どもたちに寄り添っている。本稿ではそんな日々の中で行きついた、いくつかの問題解決策について提言をさせていただきます。

1. 不登校問題の現状

「不登校」とは学校を長期欠席状態の小学生や中学生のことを指し、近年では義務教育期間ではない高校生や大学生年代の長期欠席に対しても「不登校」という用語が使用されている。文部科学省（2021）の定義では、「年度間に30日

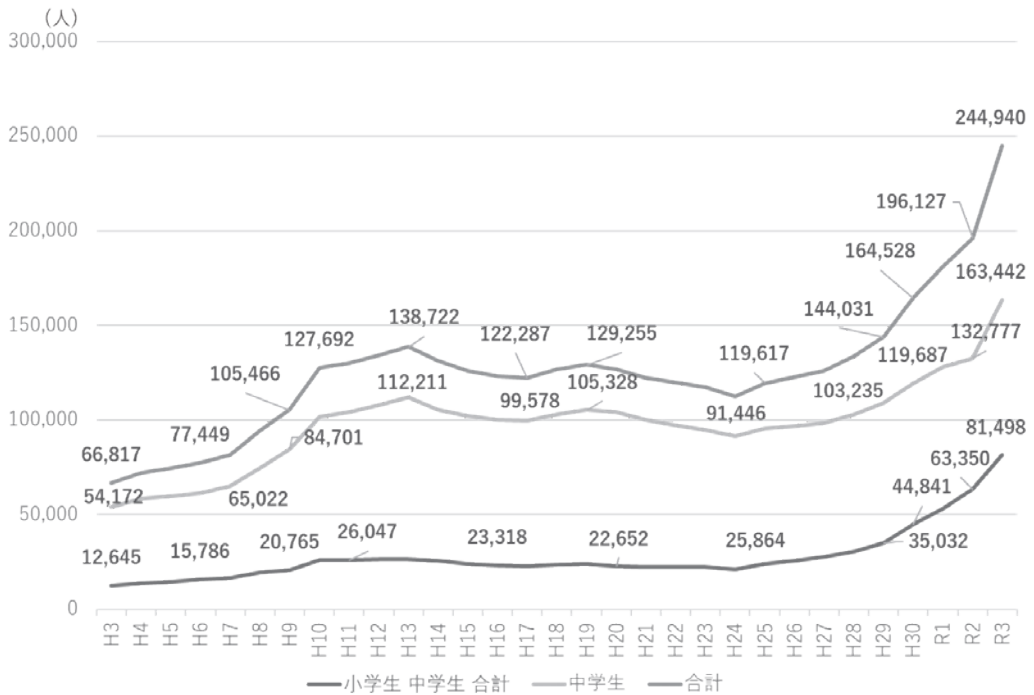


表1 不登校児童・生徒数の推移グラフ

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」
文部科学省（2021）をもとに筆者作成

以上登校しなかった児童生徒」かつ「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」、「新型コロナウイルスの感染回避」による者を除く）」とされている¹。不登校は2013年度から最新調査が公表されている2021年度までの9年間連続で増加しており、2021年度は小学生が81,498名、中学生が163,442名、合計で244,940名という結果となっている（表1参照）²。これは小学生の場合77人に1人、中学生の場合20人に1人という統計となり、全国の中学校の1クラスに1名〜2名は「不登校」状態の子どもたちがいるということになる。

しかし、不登校者数の増加の原因については定説がなく、不登校に対する対策も統一的なものがない。また当事者が不登校となった要因についても文部科学省は毎年度調査を行っているが、2016年度〜2018年度の3年間は小学生とともに不登校となった要因の1位は「家庭に係る問題」、それに次いで「いじめを除く友人関係をめぐる問題」となっており、この3年間の2〜4位には常に「左記に該当なし」という項目も入っていた（表2参照）³。その後、2019年度から集計項目や集計方法に変更があり、「不登校の要因」に関する項目が細分化された。

不登校の要因 (国公立合計数)		1位	2位	3位	4位
2016(平成28) 年度	小学生 (30,448人)	家庭に係る状況 (16,222人)	左記に該当なし (5,797人)	いじめを除く友人 関係をめぐる問題 (5,724人)	学業の不振 (4,252人)
	中学生 (103,235人)	家庭に係る状況 (29,802人)	いじめを除く友人関係を めぐる問題(28,079人)	学業の不振 (22,114人)	左記に該当なし (20,369人)
2017(平成29) 年度	小学生 (35,032人)	家庭に係る状況 (18,942人)	いじめを除く友人関係を めぐる問題(6,621人)	左記に該当なし (5,824人)	学業の不振 (4,918人)
	中学生 (108,999人)	家庭に係る状況 (33,574人)	いじめを除く友人関係を めぐる問題(30,759人)	学業の不振 (23,738人)	左記に該当なし (17,186人)
2018(平成30) 年度	小学生 (44,841人)	家庭に係る状況 (24,901人)	いじめを除く友人関係を めぐる問題(9,740人)	学業の不振 (6,795人)	左記に該当なし (6,165人)
	中学生 (119,687人)	家庭に係る状況 (37,040人)	いじめを除く友人関係を めぐる問題(35,995人)	学業の不振 (28,687人)	左記に該当なし (16,041人)
2019(令和元) 年度 ※集計方法変更 「主たるもの」 のみ	小学生 (53,350人)	無気力・不安 (21,927人)【本人】	親子の関わり方 (8,898人)【家庭】	生活リズムの乱れ・ あそび・非行 (5,488人)【本人】	いじめを除く友人 関係をめぐる問題 (5,430人)【学校】
	中学生 (127,922人)	無気力・不安 (50,471人)【本人】	いじめを除く友人関係を めぐる問題 (21,975人)【学校】	生活リズムの乱れ・ あそび・非行 (10,953人)【本人】	学業の不振 (10,830人)【学校】
2020(令和2) 年度	小学生 (63,350人)	無気力・不安 (29,331人)【本人】	親子との関わり方 (9,227人)【家庭】	生活リズムの乱れ・ あそび・非行 (8,863人)【本人】	いじめを除く友人 関係をめぐる問題 (4,259人)【学校】
	中学生 (132,777人)	無気力・不安 (62,555人)【本人】	いじめを除く友人関係を めぐる問題 (16,571人)【学校】	生活リズムの乱れ・ あそび・非行 (14,576人)【本人】	学業の不振 (8,626人)【学校】
2021(令和3) 年度	小学生 (81,498人)	無気力・不安 (40,518人)【本人】	親子の関わり方 (10,790人)【家庭】	生活リズムの乱れ・ あそび・非行 (10,708人)【本人】	いじめを除く友人 関係をめぐる問題 (5,004人)【学校】
	中学生 (163,442人)	無気力・不安 (81,278人)【本人】	いじめを除く友人関係を めぐる問題 (18,737人)【学校】	生活リズムの乱れ・ あそび・非行 18,041人【本人】	学業の不振 (10,122人)【学校】

表2 不登校の要因

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」
文部科学省（2016—2021）をもとに筆者作成

例えば、いままで「家庭に係る状況」というひとまとまりだった項目が、「家庭の生活環境の急激な変化」、「親子の関わり方」、「家庭内の不和」という項目に変わり、今までの項目にはなかった「本人に係る状況」という項目が作られ、「無気力・不安」、「生活リズムの乱れ・あそび・非行」といった表記がなされるようになった(表2参照)。

そして2019年度から最新調査報告である2021年度の3年間の小中学生の「不登校の要因」は、「無気力・不安」が1位という結果となった。⁴つまり当人たちは、「不登校の要因」について、「本人に係る状況」であることは理解しているものの、「無気力・不安」といった当人であっても「なぜ学校に行けないのか」を言語化できない状態のまま不登校となっているという現状が明らかになった。

このため、不登校に対して、「学校」や「家庭」といった特定の場の改善、及び「不登校状態の解消・対処」といった「学校復帰」を促すアプローチだけでは対応が難しくなっている。

2. 不登校は問題なのか？

筆者は以上のような、①小中学生の不登校者数が年々増加していること②家庭や学校、人間関係といった明確な不登校

理由がない児童生徒が増加していること。といった主に2点の問題の整理から、不登校をいつまで「問題行動」「社会問題」として取り扱うか、という論点に向き合う必要性を感じた。

たしかに2000年代には不登校が「社会現象」「社会問題」のひとつであると考えられていたが、ここに来てなお9年連続の増加という現状を考えると、もはや「社会現象」「社会問題」というよりは「不登校が常態化した社会」であり、今後も増え続けることが濃厚である状態といえる。そんな中でいつまでも不登校者数が増加したことや、学校にどうしたら行かせることができるかといったことばかりを議論のテーブルに上げることが得策であるとはいえない。それよりも学校に行かない選択をした子どもたち、学校に行くことができない子どもたちが、「学校以外で学ぶ機会をどう作るか」、「学校外の学ぶ場をどう作っていくか」といった、不登校そのものを「問題視」するのではなく、不登校の子どもたち若者たちが置かれた環境について、問題を提起し、改善を試みることで、これからの「不登校」を考える中で重要な視点になっていくのではないだろうか。また不登校状態の長期化及び、不登校状態からの社会的自立の難しさは、「ひきこもり」の問題とも関係してくることを問題視する必要があるだろう。

3. 不登校とひきこもりの関係

厚生労働省による定義では「ひきこもり」とは「さまざまな要因によって社会的な参加の場が狭まり、就労や就学などの自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態」⁵を指し、内閣府の「平成27年度 若者の生活に関する調査報告書」(2016)によると、15～39歳のひきこもり者数は推計54万1千人、⁶「平成30年度 生活状況に関する調査報告書」(2019)では、40～64歳のひきこもりが、推計61万3千人存在し、⁷これらの調査から日本には少なくとも推計100万人以上のひきこもりがいることが明らかになっている。平成27年度の調査によると、初めてひきこもりになった年齢は14歳以下～24歳以下が約7割であり、ひきこもりになったきっかけとして、不登校(小・中・高)になったことや、人間関係の不具合をあげているなど、不登校とひきこもりは結びつきがあることが伺える。⁸今後不登校者数の増加に伴い、ひきこもり者数も増加していくと考えられ80代の保護者が50代の子どもを養う8050問題にも大きな影響を及ぼすことになる。

現状で推計100万人以上存在すると言われるひきこもりがさらに増加すると、税制面にも大きな問題が出てくる。日本人が1年間に納める所得税は、国税庁による令和3年度の

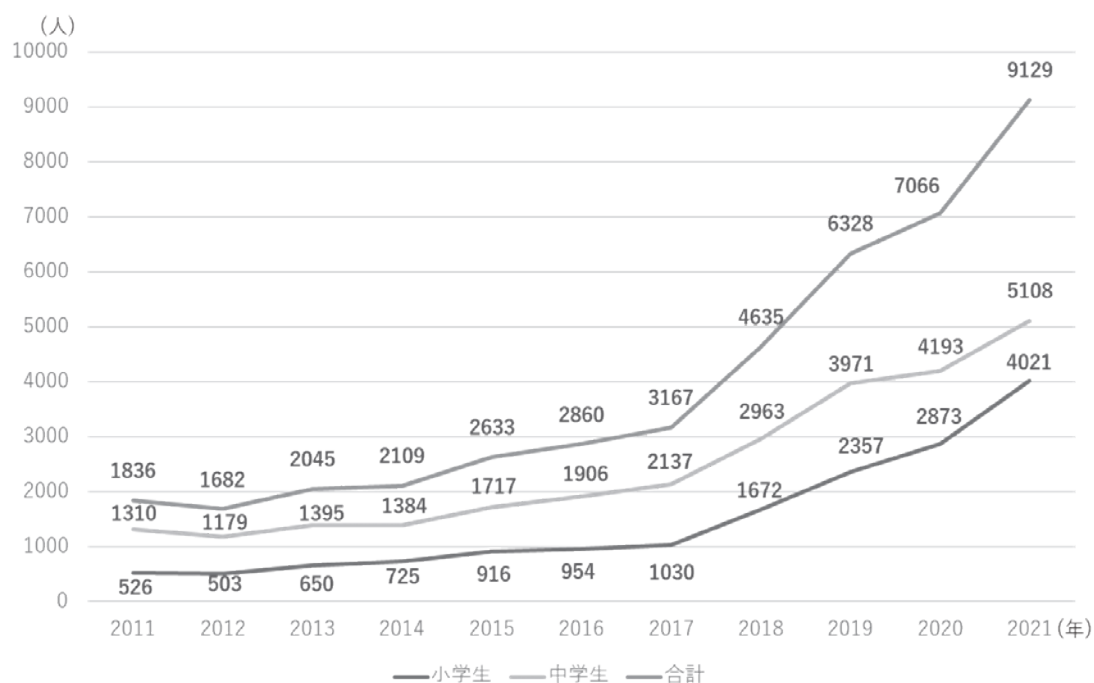


表3 民間団体・民間教育施設に通う不登校の児童・生徒数

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」
文部科学省(2012—2021)をもとに筆者作成

調査では平均で「100.5万円」となっている。⁹仮に100万人以上いるひきこもりが納税も行なえる状態になった場合、単純に考えて1兆円ほどの増収が見込まれるが現状はそのための対策はない。

反対に今後、不登校の児童生徒が増え、将来的にひきこもりとなることで、ひきこもり者数は増加し、国はさらに大きな損失をこうむることになる。そればかりか経済的自立ができない成人の親が亡くなるなどして、ひきこもり者の生活が立ち行かなくなつた場合、次は国や自治体がそういった人々の公的支援を行わなければならない。

そうならないためには、「不登校を学校に戻す」という目の先の対処療法ではなく、「不登校の状態であっても社会に出られるようにする」ということが求められる。

4. 教育機会確保法と「不登校」からの社会的自立を目指すことに関わる課題

2017年に不登校者の教育機会に初めて触れた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（教育機会確保法）」¹⁰が施行された。この法律の制定により、不登校者は必ずしも学校復帰を目指す必要はないとしつつ、学習機会の確保ならびに、不登校の児童生徒に

対して社会的自立を目指すように求めるようになった。

そして2012年度から2021年度の10年間では、不登校者の学習支援や居場所提供を行なうフリースクールをはじめとした民間の教育施設に通う児童生徒数が5・4倍増加している（表3参照）¹¹。

これは、学校復帰だけではない、第2、3の選択肢として不登校者を受け入れる民間教育施設が選ばれているからともいえる。とはいえ文部科学省（2015）の全国調査では、フリースクールなどの民間教育施設は500施設程度しか確認されておらず、2021年度の利用率は不登校の児童・生徒の3・7%程度に過ぎない。¹³また不登校者の居場所を自称するフリースクールの現状は、義務教育が担っている学力や社会性の養成という役割を果たしているとはいえない。狭義的な「居場所」としての役割に留まり、児童・生徒の学力面や進路面の問題解決といった「不登校のその後」に関わる支援は徹底されていない。

井上（2012）は、「フリースクールにおける学習支援」の中で、「フリースクールでの学習支援は、個々のニーズに即して個別指導や少人数指導という形式で行われていることが多く、進学支援としての学習支援が必ずしも「進学」に結び付いているわけではなかった」と述べている。また、「就

職を選択した場合でも、販売業や製造業での非正規雇用が多く確認できた。一方で、専門学校や大学への進学も少ないながら確認できるが、「行きたい学校」への進学だったのか、「行ける学校」への進学だったのかは、リースクールの学習支援の役割を考えると重要な観点となるだろう」（88p）¹⁴としている通りである。

また深町（2019）が行なった全国のリースクールやサポート校120校に対して行なった進路・キャリアガイダンスに関わる研究においても指摘されているが、リースクールやサポート校を退会した生徒に関する足取りは不明瞭であり、退会後の生徒の進路状況に関する回答結果では、「進学も就職もせずに自宅にいる」が33・8%と、民間の教育施設からの退会及び卒業後の進学・就職といった進路には大きな困難と課題があることも指摘されている。¹⁵

不登校者のための教育施設であるがゆえに、「無理な登校を促さない」「子どもの自主性を重視する」理念を抱えるリースクールは、「子どもの自主性」や「自由」を尊重するあまり、児童や生徒への学習や進路選択に向けた促しを躊躇するなどのジレンマがある。在籍生徒が卒業後どのような進路を経るのか、今一度考える必要があるだろう。

5. 不登校者が将来、直面する問題

当初は、「学校に行けない」、「学校に行きたくない」といった「不登校」そのものに当人も保護者も困難を感じていたにも関わらず、徐々に不登校となることで生じる「学力の低下」「体力の低下」「コミュニティの喪失」「生活リズムの崩れ」といった精神的肉体的苦痛が生じ、不登校という状態には、「不登校そのもの」の問題だけでなく、進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在している。この困難がいずれ、ひきこもりを助長するとすれば、それは改善または解消していく必要があるが、不登校経験者が進路選択とすることが多い通信制高校への進学後、学力不足や学力低下が解消され、不登校状態も改善されるか、というところというわけではない。

学校基本調査（2021）によると、不登校の小中学生のその後の進路として特に選ばれている通信制高校卒業生の進路状況は大学・短大進学者が20・2%台と、全日制・定時制の59・5%台に対して大きな開きが見られた。また進路未決定率が30・9%台に上り、こちらも全日制・定時制の4・4%台に対して大きく差をつけられているなど、不登校経験者のその後、その先に目を向けた支援は喫緊の課題である。

学校基本調査の結果を見ると、義務教育期間である小中学生を中心に行われている不登校支援だけでなく、義務教育終

了後、高校生年代以降の「不登校者」及び「不登校経験者」に対する支援の在り方についても、考える必要がみえてくる。また「不登校」そのものを問題視するのではなく、不登校経験者であっても、学校復帰や進学・就職というルートを経て、経済的・社会的自立が行えるよう促していくことが重要である。

その不登校生徒と社会を繋げる役目を果たしているのが、「通信制高校」の存在である。しかし不登校状態であった生徒も通いやすい通信制高校ではあるが、そのシステムには多くの課題がある。例えば、通信制高校は、欠席や遅刻に対して寛容である。たとえ欠席したとしても補習などを多く行ない比較的簡単に単位を与えているところが多い。そのため生徒は時間を守って行動する習慣が身につかず、学習についても継続力がなく、基礎学力も低いまま高校卒業後を迎えるという生徒が多いという現状がある。そのため、就職や大学への受験は困難を極め、入社、入学できたとしても退職または中退、休学といったように進路先で継続的かつ安定的に活動できないものも多い。

「不登校者」であることも、「不登校経験」があることも、「中退・退学」も、「非正規社員」であることもそれ自体は問題ではない。しかし多くの通信制高校の事例のように、「不登校」となることで生じる課題に対して正しいアプローチが行われ

ているのかを今一度検討する必要がある、「不登校経験」がその後の進路で尾を引いてしまう現状は、どこかで断ち切らねばならない。教育機会の確保はもちろんのこと、「不登校」からの社会的・経済的自立、「不登校」だった過去が現在の選択肢や未来の在り方に影響を与えないよう、支援の在り方を模索する必要がある。

6. 不登校経験者が社会的自立を実現するための4つの提言

以上のような不登校にまつわる問題・課題を解決するため、まず①「不登校」に対する本人や家族、支援者側の考え方をアップデートしていくこと。そして②「不登校」そのものに関しての理解や知識は広まってきたものの、不登校者や不登校経験者を支援する立場である団体や施設が少ないがゆえに、自分にあつた支援施設を選ぶための選択肢が少ないといった課題があるため、施設数・支援団体数を増やすといった試みを行なう必要があるのではないかと考えた。

もちろん、支援方法や学習支援をどのように行なうか?といった行動ベースの支援法についても模索していく必要はあるが、まずは施設を増やすこと、正しく「不登校」を理解すること、不登校経験があつても社会的自立が行えるよう、長

期的な視野で不登校経験者への援助を行なっていく体制を整えることがまず求められるのではないだろうか。

筆者は以下4つの提言から、不登校者・不登校経験者の社会的自立の実現、そして不登校者がより自分に合う良い環境で不登校状態と向き合うことができる環境整備の方法・在り方について論じていく。

〈1〉不登校状態を解消することだけに目を向けず、高校以降の支援にこそ力を入れるべき

現状の日本社会では、義務教育期間である小学校・中学校はほぼ自動的に卒業することができ、この卒業と同時に、形式上の不登校は解消される。しかし2021年度には、高等学校への進学率が98・9%と全入時代となり、高等学校就学支援金もある今、高等学校への進学にも「不登校」はつきまとい、大学進学率も60%に迫る現代においては、四年制大学や短期大学だけでなく、通信制大学に進学する人も増加し、モラトリアムの延長、そして不登校状態の再発・延長にも繋がっている。

これについて川上（2020）は、現代は「不登校経験者の進学先での適応を考えた時に、義務教育終了後、または高校卒業後に、在籍できる高校やサポート校、大学等が拡充し

てきたことで、所属可能な場所に身を置き、見かけや肩書上は、社会的に適応しているように見えるが、不登校時の課題を持ち越し、青年期を過ごししている者も少なくない」（53p）¹⁸として通っている。また福岡・松井・笠井（2014）も、本人や保護者がどこかに所属することで、社会に適応できたと誤認したり、そのうち何とかなるだろうといった根拠のない安心によって、目の前の様々な課題を先延ばしにしてしまったりすることについて警鐘を鳴らしている。¹⁹

やはり所属することが問題解決に繋がるのではなく、高校に進学し所属先が決まったのちに、高校卒業に至るプロセスで、行なうべき課題をクリアできるか、進学や就職といった先の進路に向けて活動できるか、といった視点も、筆者が卒業した高校の事例のように、「その後」を考えるとときには重要な指標となるだろう。

そして不登校者が年々増加する一方で、高校進学率だけではなく大学進学率も上昇し、通信制高校や通信制大学など、学びの在り方にも選択肢が増えていることは歓迎すべきことであるが、自分そして家族である不登校経験者は、どこかに所属することで安心してはいないか？問題の先送りをしていないではないか？自身の抱える課題に目を背けていないか？といった疑問や不安と向き合うことで、将来降りかかる社会的自立に関わる問題解決を図る必要があるだろう。

へ2) 年齢に捉われない長期的継続的支援を考慮した施設を作るべき

しかし「不登校のその後」については、現状義務教育の終了とともに、公的な不登校者の支援施設である教育支援センター（適応指導教室）へは通室できなくなるなど、継続支援の土壤がない。またフリースクールなどの民間教育施設も同様に、フリースクールが通信制高校のサポート校も経営している場合は、そのまま通信制高校生として過ごすことはできないが、やはり高校を卒業する段階になると、進路未決定者であっても卒業が持ち構えており、利用者の多くはフェードアウトしてしまう。なぜならそこには、不登校の小学生・中学生、そして通信制高校生という枠組みはあっても、所属の無い成人年代に対する支援を行なう土壤はないからだ。このような支援体制ゆえ、フリースクール卒業後、通信制高校中退後・卒業後といった「不登校経験者のその後」に関わる研究は進んでいない。これは定時制や全日制出身の不登校者・不登校経験者も同様である。

このため、筆者の関わるフリースクール兼通信制高校サポート校では、以上のような課題や自身の経験してきた背景をもとに、「一生涯のサポート」を教育理念に掲げて活動を行なっている。また単にリラククスできる居場所ではなく、学校復帰や進学、そして自分自身のやりたい進路に向けて学

習支援を強化し、フリースクールを巣立った後で、困難が生じた際にはいつでも戻ってこれるよう、「行き来のある居場所」としての取り組みを行なっている。

例えば、ある小学生が学校復帰を果たした際に不安要素であった「学年に応じた学力レベルの遅れ」と「人間関係に対する不安」を解消、または改善するため、フリースクール終了後、学校であれば下校後である夕方の時間帯から学習塾を運営している。こちらは、不登校経験者だけでなく、不登校経験はないが学校への行き渋りがある小中学生を対象にした学習塾であり、学習面での不安を取り除くこと、児童・生徒との関係を大切にしながらカウンセリングなども行なう塾として地域で定評がある。近年では発達障害や知的障害、そして学習障害といった目に見えづらい困難を抱える小中学生の学習塾としても選ばれている。

また筆者の働くフリースクールは通信制高校のサポート校事業も担っている。通信制高校のサポート校とは通信制高校と連携し、通信制高校に在籍する生徒の学習支援や生活支援を行なう民間の教育施設であるため、高校生年代はもちろんのこと、働きながら支援を受ける層にも定評がある。また「一生涯のサポート」の中には、大学生年代・社会人年代への支援も必要であると考え、現在はサポート校部門に加え、大学生の学習支援事業も行なっている。支援内容は主に大学のレ

ポート作成や、卒業論文指導及び大学院入試の試験対策である。サポート校部門と大学生の学習支援部門の生徒は、フリースクールが開室する10時台から、学習塾が開室する21時台までの間であれば、いつでも学習支援を受けることができるため、多様な生活形態をもつ社会人層からの信頼も厚い。

〈3〉不登校支援者に対する待遇の向上を図るべき

フリースクールは公的な後ろ立てが無い分、小中学生が学校復帰または進学することで顧客を失うこととなるため、子どもたちの積極的進路選択と経営面との間でジレンマが生じていることはフリースクール運営に関わる大きな問題である。日本教育学会第80回大会（2021）のラウンドテーブル「非営利型民間フリースクールの「経営」を考える」にて、「不登校児童生徒を不必要に長く囲い込むことにより利益をあげようとする団体が跋扈するのを防ぐためにも、営利を優先することなく子どもへのウェルビーイングの保障に尽力するフリースクールが存続できる要件に迫ることが必要」（日本教育学会、75p）²⁰としている通りである。

しかし文部科学省（2015）「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」では、週当たりの開所は1団体・施設当たり週4・6日となり、ほぼ毎日施設が開室しているにも関わらず、団体施設数（小

中学生）当たりの在籍者数は、1〜5人と答えた団体が41.6%と、約半数の施設には利用者が5名以下しか存在しないことが判明した（1施設当たりの平均在籍者は13.2人）。また「施設の保有状況等」を見ると、家賃の月額が、10万円以下が6割弱の一方、20万円以上も2割存在し、平均値は約16万7千円という状況となっており、運営面に関しては入校料や授業料を得ていたとしても、施設代や光熱費など支出が多い。その結果、スタッフや職員の給与体系については、ほぼ毎日開室しているにも関わらず、無給が3割、また有給と答えた場合であってもこの調査では給与額が分からないといった実態が明らかとなった。

筆者の働く開校4年目のフリースクールも開校2年目までは赤字が続き、スタッフ4名の人件費を満足に賄うことができなかった。しかし「事業多角化」（武井・橋本・矢野、2022、83―84p）²²によって何とか困難を乗り切った。

筆者の働くフリースクールでは、学校復帰後の支援、学習面での困難を抱える児童・生徒向けの支援を行なう学習塾を立ち上げることで、地域に在住する不登校以外の児童・生徒へのアプローチも可能となり、経営面での安定だけでなく、地域にフリースクールがあること、不登校に関わる理解を広めるといった役割を果たすなど多くの利点があり、今では安定した運営状態となっている。

このようにフリースクールをはじめとした民間の教育施設がいくつかの事業を同時並行で行なうことで持続可能な形で事業を安定させていることは、子どもたち若者たちの居場所であるフリースクールを潰さないためにも、スタッフ側が安定した生活を行なうためにも重要なことであることは間違いない。子どもたち若者たちに寄り添う支援者がより良い待遇で働くことこそが、子どもたちの「今」を支え、「その後」を見据えた支援を行なううえでも必要なことである。

〈4〉民間の教育施設に通う児童・生徒に対する経済的支援を拡充すべき

ただしその運営資金の全てを現状利用者である児童・生徒の保護者が負担しているという事実にも向き合っていかなければならない。フリースクールをはじめとした民間の教育施設の運営資金である授業料の月額平均は約33000円で、入会費の平均は53000円である。²³ 利用料や初期費用である入会費があるがゆえに、民間の教育施設に通うことができない児童・生徒が存在するという現状は変えていかなければならない。

運営費の利用者負担によって、フリースクールなどの民間の教育施設が運営され、その運営に携わるスタッフ側の給与が不安定であるということはジレンマそのものであり、人件

費削減のためにボランティアを多く導入するフリースクールもあるが、ボランティアにはお金が支払われないため、責任面で認識に差がある。さらにフリースクールなどの民間教育施設は、教師や保育士、幼稚園教諭のように資格を必要としないため、教育のプロフェッショナルが運営しているとは言い難い。事実、スタッフ数に占める教員免許保有者の割合は、約37%、心理に関する専門的な資格保有者の割合は9%、福祉に関する専門的な資格所有者は5%と、²⁴ 専門性に至っては不足している。

近年国がフリースクールなどの民間の教育施設に事業委託を行なう官民連携が進み、学校内フリースクールが誕生したり、教育機会確保法成立の後押しもあってか、フリースクールなどの民間の教育施設に通う児童・生徒の利用料負担を支援している市区町村も増え、²⁵ 東京都は令和5年度からフリースクールなどの民間の教育施設に通う小中学生に対し月額2万円、年間最大24万円の補助金を出す方針を固めている。²⁶

やはり利用者負担が軽減されること、フリースクール側が一定程度の安定した収益を得ること、この好循環が、専門性の向上、児童・生徒への対応の向上にも繋がるはずだ。そして現在不登校である、または不登校経験がある者であっても、安心して学び、心を休ませられる教育施設があることで、学校復帰や進学、就職、そして自分自身がやりたいこと、夢を

見つけた際に、その背中を押すことができる施設づくりができるはずである。そして保護者側も義務教育段階での支出を抑えられることで、経済的側面から民間施設を敬遠していた層や、将来の高等教育資金への不安を抱えていた家庭に対しても、安心した居場所提供を行なうことができるのである。

7. 不登校の小中学生を対象とした民間の教育施設の拡充と提言の実現に向けて

筆者は来年度から博士後期課程に進学し、大都市圏近郊と地方性という2つの側面をもつ地域である栃木県を1つのフィールドワークの拠点とし、地方における不登校の児童生徒のための民間教育施設の拡充方法について研究を進めていく予定である。

文部科学省（2015）の調査で明らかとなった474件の民間の教育施設の多くは、都市圏である東京・埼玉・千葉・神奈川・大阪に集中している（表4参照）。表4では施設数が1桁台の都道府県にマーカーをしているが、都道府県内の民間の居場所が1桁台のところは31件、10件台のところは9件、20件台のところは5件、それ以上のところが2件とばらつきがある。都市圏と土地の面積が広い北海道を除くと、多くの場合1〜10件台で、全国的にフリースクールをはじめと

した民間の教育施設が不足していることが分かる。²⁷

また公的な不登校の小中学生のための居場所である教育支援センター（適応指導教室）も市区町村に1箇所が標準的な設置状況であるため、公共交通機関が発達していない地域に住む児童・生徒側にとっては、より不登校者が通いやすい居場所の拡充、地域の教育格差の是正を行なう必要がある。

北海道	27	石川県	1	岡山県	5
青森県	2	福井県	1	広島県	22
岩手県	1	山梨県	6	山口県	6
宮城県	17	長野県	19	徳島県	5
秋田県	2	岐阜県	8	香川県	2
山形県	9	静岡県	16	愛媛県	3
福島県	6	愛知県	17	高知県	1
茨城県	9	三重県	4	福岡県	13
栃木県	5	滋賀県	6	佐賀県	4
群馬県	1	京都府	12	長崎県	8
埼玉県	22	大阪府	27	熊本県	3
千葉県	21	兵庫県	11	大分県	2
東京都	54	奈良県	4	宮崎県	2
神奈川県	45	和歌山県	3	鹿児島県	16
新潟県	10	鳥取県	2	沖縄県	7
富山県	3	島根県	4		計474件

表4 フリースクールをはじめとした民間の教育施設の数

「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」
文部科学省（2015）をもとに筆者作成

おわりに — 不登校者・不登校経験者の社会的自立を目指して —

近年では不登校者の増加に伴い、「不登校は誰にでも起こり得るもの」(松井、2022, 61p)²⁸ という考えも浸透してきた。「誰にでも起こり得る」のであれば、不登校者はもちろんのこと、不登校予備軍と呼ばれるような不登校の定義である年間30日未満学校を欠席している層や、学校への行き渋りを行なう小中学生へのヒヤリングやカウンセリングも行う必要があるだろう。また約24万人いるとされる小中学生の不登校者が、今後、社会生活や学校生活に戻れるよう支援していくこと、そして不登校からひきこもりという連鎖を断ち切ること、不登校経験という長い人生の中の1つの事象が、その先の人生を左右することがないように、不登校が問題なのではなく、不登校であるがゆえに、人生の選択肢を狭められるこの社会の在り方こそ、変えていくべきである。

たとえ不登校になったとしても大逆転は起こり得る。しかしそこに至るまでには各年代のそのときどきに安心して過ごせる居場所があり、そこで素晴らしい指導者や仲間に出会うことが必要だ。そんな居場所が日本全国にたくさん生まれ、安定的に運営され、たくさん子どもたちの未来を救う日が来ることを希求してやまない。

引用・参考文献

- 1 文部科学省、2021、「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」https://www.mext.go.jp/content/20221021-mxt_jidou02-100002753_1.pdf (2023年2月26日アクセス)。
- 2 同右
- 3 文部科学省、2016—2018、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」<https://www.mext.go.jp/a-menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm> (2023年2月26日アクセス)。
- 4 文部科学省、2019—2021、「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」<https://www.mext.go.jp/a-menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm> (2023年2月26日アクセス)。
- 5 厚生労働省、2021、「eヘルスネット「情報提供」ひきこもり」<https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/heart/yk-053.html> (2023年2月26日アクセス)。
- 6 内閣府、2016、「平成27年度 若者の生活に関する調査報告書」<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikikomori/h27/pdf-index.html> (2023年2月26日アクセス)。
- 7 内閣府、2019、「平成30年度 生活状況に関する調査」<https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/life/h30/pdf-index.html> (2023年2月26日アクセス)。
- 8 内閣府、「特集2 長期化するひきこもりの実態」https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/r01gaiyou/s0_2.html (2023年2月26日アクセス)。
- 9 国税庁、「標本調査結果」 「調査結果の概要」<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/shinkokuhuhon2021/pdf/gaiyo.pdf> (2023年2月26日アクセス)。
- 10 文部科学省、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)」。
- 11 文部科学省、2012—2021、「児童生徒の問題行動・不登校等

- 生徒指導上の諸課題に関する調査結果」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm (2023年2月26日アクセス)。
- 12 文部科学省、2015、「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査について(平成27年8月)」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tyousa/_icsFiles/afieldfile/2015/08/05/1360614_02.pdf (2023年2月26日アクセス)。
- 13 文部科学省、2021、「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」 https://www.mext.go.jp/content/20221021_mxt_jidou02-100002753_1.pdf (2022年12月25日アクセス)。
- 14 井上烈、2012、「フリースクールにおける学習支援」、『日本教育学会大会発表要旨集録』、88—89。
- 15 深町珠由、2019、「フリースクール・サポーター校等におけるキャリアガイダンス」、『日本心理学会大会発表論文集』、83、242。
e-Stat、2021、「令和3年度学校基本調査(全日制・定時制) 状況別卒業者数」 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?class=000001159949> (2023年2月26日アクセス)。
e-Stat、2021、「令和3年度学校基本調査(通信制高校) 状況別卒業者数」 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?class=000001159950> (2023年2月26日アクセス)。
- 17 同右
- 18 川上知子、2020、「不登校経験者の「その後」に関する研究動向と展望」、『千葉大学教育学部紀要』、40、51—61。
- 19 笠井孝久・福岡朋行・松井美穂、2014、「不登校を経験した若者に対する継続的支援の意義と課題」、『千葉大学教育学部研究紀要』、62、301—307。
- 20 武井哲郎・橋本あかね(その他)、2021、「非営利型民間フリースクールの「経営」を考える」、『日本教育学会大会研究発表要項』、80、75—76。
- 21 文部科学省、2015、「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査について(平成27年8月)」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tyousa/_icsFiles/afieldfile/2015/08/05/1360614_02.pdf (2023年2月26日アクセス)。
- 22 武井哲郎・橋本あかね・矢野良晃、2022、「不登校の子どもとフリースクール—持続可能な居場所づくりのために—」、晃洋書房。
- 23 文部科学省、2015、「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査について(平成27年8月)」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tyousa/_icsFiles/afieldfile/2015/08/05/1360614_02.pdf (2023年2月26日アクセス)。
- 24 同右
- 25 佐賀県杵島江北町、「江北町フリースクール等奨学金(更新日:2022年10月1日)」 <https://www.town.kohohoku.saga.jp/kiji0031993/index.html> (2023年2月26日アクセス)。
- 26 滋賀県草津市、「草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金(更新日:2022年12月1日)」 <https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kosodate/teateisei/freeschool1900.html> (2023年2月26日アクセス)。
- 27 下野新聞、「不登校児童生徒の「学びの機会」確保へ 学校以外の活動に補助(2021年7月10日)」 <https://www.shimotsuke.co.jp/articles/-/477637> (2023年2月26日アクセス)。
- 28 北海道札幌市、「フリースクール支援(更新日:2023年2月1日)」 <https://www.city.sapporo.jp/kodomo/ikusei/freeschool.html> (2023年2月26日アクセス)。
- 29 朝日新聞デジタル、2023年1月26日、「フリースクールの授業料、東京都が補助倍増へ 1人最大24万円に」 <https://www.asahi.com/articles/ASR1T6TKSR1TOXIE02S.html> (2023年2月26日アクセス)。
- 30 文部科学省、2015、「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査について(平成27年8月)」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tyousa/_icsFiles/afieldfile/2015/08/05/1360614_02.pdf (2023年2月26日アクセス)。
- 31 松井佳子、2022、「不登校はどのような「問題」とされてきたの

か―「問題」から子どもの権利の模索へ―」、「山梨学院短期大学研究紀要」、42、55―65。

icsFiles/afeldfile/2019/05/20/1416689_001.pdf (2023年2月26日アクセス)。

- ・ 伊藤秀樹、2017、『高等専修学校における適応と進路 後期中等教育のセーフネット』、東信堂。
- ・ 大久保義美、2020、「多様化する不登校後の進路―増える選択肢と拡大する教育格差―」、「名古屋芸術大学キャリアセンター紀要」、9、13―26。
- ・ 笠井孝久、2017、「不登校生徒の進路選択」、「千葉大学教育学部研究紀要」、65、113―118。
- ・ 高山龍太郎、2010、「不登校の居場所で何がおこなわれているか」―8部会不登校研究発表―「一般研究報告」、「日本教育社会学会大会発表要旨集録」、62、74―75。
- ・ 森田洋司、2003、『不登校―その後―不登校経験者が語る心理と行動の軌跡』、教育開発研究所。
- ・ 内閣府、「特集 高校中退者・中学校不登校生徒の「その後」と地域における支援」
<https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h21honpenpdf/pdf/tokushu.pdf> (2023年2月26日アクセス)。
- ・ <https://www8.cao.go.jp/youth/whitepaper/h21gaiyouthtml/html/grotoku.html> (2023年2月26日アクセス)。
- ・ 鍋田恭孝、1999、「学校不適応とひきこもり―変わりゆく子どもたちの悩みとその対応」、「こころの科学」、87、20―26。
- ・ 文部科学省、2006、「不登校に関する実態調査」〜平成18年度不登校生徒に関する追跡調査報告書〜」https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1349956.htm (2023年2月26日アクセス)。
- ・ 文部科学省、「フリースクール・不登校に対する取組」
https://www.mext.go.jp/march_lion/torikumi_futoukou.htm (2023年2月26日アクセス)。
- ・ 文部科学省、2018、「民間の団体・施設との連携等に関する実態調査(令和元年5月13日)」
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/